

会 員 殿

久留米医師会
会長 田中 二三郎高齢者に係る高額療養費制度の見直しに伴う
診療報酬請求書への略号・略称記載について

平成 30 年 8 月 1 日から 70 歳以上の高齢者に係る高額療養費制度が見直されたことに伴い、70 歳以上の患者については、それぞれの所得区分に応じて、診療報酬請求書の「特記事項」欄に略号（「26 区ア」、「27 区イ」、「28 区ウ」、「29 区エ」又は「30 区オ」）を記載することになりました。

診療報酬請求書等の電子請求上の対応が間に合わない等の理由により、現時点では「特記事項」欄等が未記載のまま請求されることも見込まれます。

平成 30 年 11 月請求分までは「特記事項」欄等が未記載であっても、審査支払機関において柔軟に対応される旨の事務連絡が、厚生労働省保険局医療課より発出された旨、日本医師会より通知がありました。

今回発出された事務連絡の概要は下記の通りですので、周知方宜しくお願い申し上げます。尚、現時点で、レセコンの機種によっては自動的に略号記載がなされないものがあるようですので、各自ご確認をお願いします。

記

1. 医療機関における対応等について

・70 歳以上の患者について、以下を確認し、該当する略号又は略称を診療報酬請求書等における「特記事項」欄等に必ず記載すること。

一部負担金等の割合	限度額認定証の記載等	「特記事項」欄等に記載する略号又は略称
3 割	限度額適用認定証の提示がない場合	26 区ア
3 割	限度額適用認定証の適応区分が「現役並みⅡ」又は「現役Ⅱ」の場合	27 区イ
3 割	限度額適用認定証の適応区分が「現役並みⅠ」又は「現役Ⅰ」の場合	28 区ウ
2 割又は 1 割	限度額適用認定証の提示がない場合	29 区エ
2 割又は 1 割	限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証「Ⅰ」又は「Ⅱ」の場合	30 区オ

※特定医療費受給者及び特定疾患医療受給者の取扱いについては、通知によること。

・限度額適用認定証を受給している患者であるにもかかわらず、医療機関等の窓口等にて当該認定証の提示がなかった等の場合は、高齢受給者証等の一部負担金等の割合が3割の場合は「26区ア」、2割又は1割の場合は「29区エ」と記載すること。尚、この場合において、上限額を超えて支払われた一部負担金の額については、後日患者が各保険者に払い戻しの申請を行うことができるものであること。

・診療報酬請求書等の電子請求の対応が間に合わない等の原因により、「特記事項」欄等が未記載で請求した場合については、平成30年11月請求分までは、一律に返戻することなく柔軟に対応するよう審査支払機関等に連絡済であること。

2. 「特記事項」欄等が未記載であった場合の審査支払機関における対応について

・負担割合が3割の患者において請求されるレセプトについては、「特記事項」欄の略号又は略称（以下、「略号等」という。）を「区ア」とみなすこと。但し、「負担金額」又は「一部負担金額」が、請求点数からみて3割分でない場合、又は「区ア」の限度額に一致していない場合は、略号等において「区イ」又は「区ウ」の該当であることが疑われるため、返戻等により略号等の確認及び記載を行うこと。

・負担割合が2割又は1割の患者において請求されるレセプトについては、略号等を「区エ」とみなすこと。但し、摘要欄等において、低所得者Ⅱ又は低所得者Ⅰの確認ができた場合は「区オ」とみなすこと。

・医療保険と特定疾病給付対象療養の併用レセプトの場合についても、返戻により略号等の確認及び記載を行うこと。

以上